

資料1 中野区立学校適正規模適正配置審議会答申の概要

<p>中野区立学校の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の児童数は昭和33年度の33,024人を、中学校の生徒数は昭和37年度の16,039人をピークに以後急速な減少傾向に転じた。平成11年5月1日時点の小学校児童数は10,182人、中学校生徒数は4,606人で、ピーク時と比較すると約3分の1まで減少してきている。 ・ 学級数についても、学校教育法施行規則で標準規模とされている12～18学級を下回る「小規模校」が増加し、平成11年5月現在で小学校29校中7校、中学校14校中11校を占めている。
<p>望ましい学校規模の諸相</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的基準や学習指導要領における教育活動などを手がかりに適正規模を「望ましい学校規模」として考察した。 <p>教育指導の面から</p> <p>小学校 14学級以上 児童数330人程度以上(81人×2学年+41人×4学年)</p> <p>中学校 9学級以上 生徒数250人程度以上(81人×3学年)</p> <p>教職員の研究・研修活動の面から</p> <p>小学校 12学級以上 児童数250人程度以上(41人×6学年)</p> <p>中学校 12学級以上 生徒数370人程度以上(121人×3学年)</p> <p>学校運営の面から</p> <p>小学校 12学級以上 児童数250人程度以上(41人×6学年)</p> <p>中学校 6学級以上 生徒数130人程度以上(41人×3学年)</p>
<p>中野区における最小学校規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい学校規模を考察したその上で、学校規模が適正規模を下回ったとしても関係者の努力や工夫によって規模のマイナス面を補いうる、換言すれば、この規模を下回らない限り存置を容認していく学校規模として「中野区における最小学校規模」を設定した。 <p>小学校 6学級(1学級×6学年) 児童数120人程度以上(20人×6学年) ただし、20人を下回る学年が複数存在しないこと。</p> <p>中学校 6学級(2学級×3学年) 生徒数130人程度以上(41人×3学年)</p>
<p>適正配置の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校配置の見直しを行う場合には、望ましい学校規模を確保することによって、当該学校の教育内容の一層の充実が図られるように配慮されなくてはならない。 ・ 通学区域の線引きを変更する際には、児童・生徒に過大な負担にならないことを基本とし、幹線道路や鉄道による分断をなるべく避けるよう配慮することが望ましい。 ・ 通学区域の線引きを検討する際には、ごく少数の児童が他の児童と異なった中学校に進学せざるを得ない状況を解消し、小・中学校の通学区域の整合性を図ることが望ましい。 ・ 学校選択制については、従来より指定校の変更が弾力的に行われていることを念頭におき、先行実施している他の区市町村の状況なども見ながら慎重に検討されることが望ましい。 ・ 通学区域の見直しや区立学校を統廃合する場合には、学級数や児童・生徒数だけでなく、学校施設や周辺環境も十分考慮して推進する必要がある。 ・ 今後、区立学校の再配置を行う際には、こうした区立学校と地域社会とのこれまでの多様な結びつきに十分考慮し、地域の教育活動の拠点化など区立学校を地域コミュニティーの一つの核として見直していく必要がある。
<p>適正配置の具体的な方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中野区における最小学校規模を基準とする限り、小規模校を統廃合望ましい学校規模を確保しなければならない緊急性は見当たらない。 ・ 中長期的な区立小・中学校の適正配置は、先に述べた適正配置の基本的な考え方に基づいて計画的に推進していくことが必要である。そのためには、老朽

校舎の改築計画と配置計画を連動させて検討することが重要である。

- ・ 望ましい学校規模を確保する方法は、次の二通りの方法を議論した。これを踏まえ、適切な方法について十分に検討を深める必要がある。
 - (ア) 隣接校の統廃合による望ましい学校規模の確保
 - ア 望ましい学校規模を下回る学校の周辺に同様な学校が存在しない場合には、その学校を複数の隣接校へ統合することを検討する。
 - イ 望ましい学校規模を下回る学校の隣接校も同様な規模である場合は、統合後の学校規模、その他の教育条件を検討して統合する。隣接する3校がいずれも望ましい学校規模を下回る場合には、その内の1校を他の2校へ統合することをまず検討する。
 - ウ 望ましい学校規模の学校が、望ましい学校規模を下回る学校に挟まれた位置にある場合には、その望ましい学校規模の学校も統廃合の対象に考える。
 - (イ) 地域ブロックを単位にした望ましい学校規模の確保
 - 隣接校どうしの統廃合ではもはや望ましい学校規模を確保することが難しい場合には、区内をいくつかのブロックに分けて、ブロック内において望ましい規模の小・中学校を確保していく方法も検討されてよい。その場合の学校ブロックは、現在の4ブロックを基礎とする場合と区内を青梅街道、早稲田通り、環状7号線で分ける4ブロックが考えられる。
- ・ 将来、校舎の老朽化に伴い全面的な建替えを実施する際には、教育人口推計等を考慮に入れて、統廃合によって望ましい学校規模の確保を検討する必要がある。区立学校の校舎は平成20年代頃から順次改築時期を迎えるが、改築を進めていくに当たっては、建替えに多額の費用を要すること、建て替えられた校舎は50年間使用することを想定して建てる施設であることなどを考慮すると、望ましい学校規模が安定的に維持できるよう配慮すべきである。